



# 西原町住民税均等割のみ課税世帯 に対する給付金のご案内

- 西原町住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金は、令和5年度の住民税均等割のみが課税の世帯を支援する新たな給付金です。

## 給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり**10**万円
- ・ 平成17年4月2日生まれ以降の児童一人あたり**5**万円加算

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯（①と②のいずれかにあてはまる世帯）

- ①世帯全員が令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
  - ②世帯全員が令和5年度「**住民税均等割のみ課税と住民税非課税**」の方で構成された世帯
- ※令和5年12月1日時点で西原町に住民登録のある世帯が対象  
 ※住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外

12月1日時点の世帯状況で、令和5年1月2日以降に転入した方がいない世帯

12月1日時点の世帯状況で、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯及び未申告の方がいる世帯

12月2日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

### 申請が必要です

西原町から「支給要件確認書」が届きます。  
 ※届いたら、お早めに返送(申請)してください。  
 申請期限：  
 令和6年5月31日(金)

詳しくは裏面「I」へ

### 申請が必要です

西原町から「申請書」が届きます。  
 ※届いたら、お早めに返送(申請)してください。  
 申請期限：  
 令和6年5月31日(金)

詳しくは裏面「II」へ

### 申請が必要です

申請書をHPからダウンロード又は裏面の問い合わせ先に連絡の上、申請してください。  
 申請期限：  
 令和6年8月30日(金)

詳しくは裏面「III」へ

# 給付金の支給手続き

I 12月1日時点の世帯状況で、令和5年1月2日以降に転入した方がいない世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 確認書の表面の記入をお願いします。口座の記載が無い方や口座の変更を希望する方は、確認書の裏面の記入及び書類添付をお願いします。
- 中身を確認して、西原町に**返信してください**。

II 12月1日時点の世帯状況で、令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯及び未申告の方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。  
※未申告の方がいる世帯は、申告によって課税世帯となった場合は対象外となります。
- 『申請書』に必要事項を記入して、添付書類と一緒に西原町の窓口で、**直接または郵送でご提出ください**。



III 12月2日以降に出生した児童がいる世帯及び別居している児童を扶養している世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 12月2日以降に出生した児童及び別居している児童は送付した申請書及び確認書に記載されていない場合がありますので、その際は申請書をHPでダウンロードするか、下記問い合わせ先まで連絡の上、申請をお願いします。

西原町HP



**申請書等を受理し決定後、3～4週間程度で口座へ振込みます。**

※ただし、書類不備があった場合など、追加提出や確認に時間を要する場合、支給時期が遅くなる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

西原町価格高騰対応重点支援給付事業プロジェクトチーム



**098-970-8433**

受付時間 平日 9:00～11:30・13:30～16:30